

# 陵南中学校「いじめ防止基本方針」

平成30年8月

## 1 いじめ防止対策に関する基本的な方針

( 学校基本理念 )

「いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。」また「いじめはいつでも、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである。」との認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け、「加古川市いじめ防止・対応マニュアル」に基づき、「いじめをしない させない ゆるさない！」学校づくりに取り組む。

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、近年、インターネットを介したいじめが増加するなど、複雑化、多様化していることから、学校、家庭、地域、関係機関等との連携協力を図りながら、その解決に向けた取組の推進に努める。

( いじめの定義 )

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(「いじめ防止対策推進法」第一章 総則 第二条 抜粋)

( 学校及び職員の責務 )

すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう在籍する生徒の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、学校として組織的で適切かつ迅速にこれに対処し、全力で再発防止に努める。

## 2 いじめ防止のための基本事項

( 推進体制 )

(1) 「いじめ防止基本方針」及び「改善プログラム」の策定

国、県及び市の基本方針を基に、本校の「いじめ防止基本方針」を定める。また「いじめ防止対策改善基本5か年計画」に基づき、「いじめ防止基本方針」を具現化した「改善プログラム」を策定し、検証・改善しながら実行する。策定した「いじめ防止基本方針」及び「改善プログラム」については、学校のホームページ等で公開する。

(2) 「いじめ対策委員会」の設置

いじめ防止対策を実効的に行うため、校長、教頭、教育相談コーディネーター、生徒指導担当教諭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、メンタルサポーター等の教職員により構成される「いじめ対策委員会」を置く。委員会は月1回定例会を開催し、いじめ事案発生時は緊急開催する。

## ( いじめの防止及び対応 )

### (1)いじめの未然防止

「いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

- ① 生徒一人ひとりを大切に「居場所」づくりを行う。
- ② 道徳教育・人権教育を基盤に、教育活動全体を通して人間関係を構築し、自己有用感を育む。
- ③ 教育相談活動の充実を図る。(年間2回、及び必要に応じて個別に実施)
- ④ 生徒会活動の活性化を図り、生徒の「心の絆」を深め、いじめ根絶、追放を行う。
- ⑤ 情報モラル教育の充実を図り、ネットいじめなどの対策を行う。
- ⑥ 情報収集として保護者、地域との連携を図る。

### (2)いじめの早期発見

- ① 毎月の「生活相談票」、年間2回のアセス(学校生活に関するアンケート)、「心の相談アンケート」を実施する。
- ② 月1回、生徒指導・不登校・いじめ対策推進委員会を開催し、情報の共有を図る。
- ③ 生活ノート、部活ノートなどを活用し、教師との信頼関係を構築すると共に生徒、保護者との連携を密にする。
- ④ 教職員間のコミュニケーションを密にし、クラスや生徒の変化に気づくことができるよう、職員室内で日頃の様子が話題となり、情報交換ができる雰囲気をつくる。
- ⑤ 「教師の目の届かないところでいじめが起こる」との認識で、業間をはじめ昼休み、清掃時、放課後に教師不在の空白の時間を作らないよう努める。
- ⑥ 教職員の資質向上を図るため、事例研修を充実させ、早期発見に繋がる力を向上させる。

### (3)いじめの早期対応

- ① いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒に対し「いじめは絶対に許さない」「全力で守る」ことを伝え、安心感を持たせる。
- ② いじめられている生徒、いじめている生徒に手分けして事情確認し、共にスクールカウンセラー、養護教諭等と連携し、根気よく、継続して指導を行う。
- ③ いじめ対策委員会を開催し、チームとして組織で対応し、今後の方向性を確認する。

### (4)いじめに対する具体的な対応

- ① 発見及び通報を受けた教職員は、「いじめ対策委員会」を通して、直ちに情報を共有する。
- ② 速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、事実確認を行う。
- ③ いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の保護者に連絡する。
- ④ 事案に応じて教育委員会、関係機関と連携する。
- ⑤ いじめの事案に関係する全ての生徒に、人間的成長につながるよう指導を行う。
- ⑥ いじめが解消したと見られる場合でも、スクールカウンセラー等と連携して観察、心のケア、指導を継続する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに関すること

- ① インターネット・ネットトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、関係機関と連携した指導及び生徒・保護者への啓発に努める。
- ② 生徒・保護者に対して「情報モラル教室」を実施する。
- ③ スマートフォン等の使用について、有益なツールとして活用する態度を育てるため、ルールを考え実行させる。
- ④ 生徒の表情・行動の変化やスマートフォン等の使用の変化など、生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携を図る。
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、警察や関係機関と連携して書き込みや画像の削除等、迅速な対応を行う。

(6) 家庭・地域・関係機関との連携

- ① 校種間連携を密にして、相談窓口や連絡体制の充実を図る。
- ② 家庭や地域に対して、いじめの問題性、家庭教育の重要性などの啓発する
- ③ 学校とPTAや地域団体との地域ネットワークづくりを推進する。
- ④ 犯罪行為に該当するいじめが発生した場合や生徒の生命・身体の安全が脅かされている場合には、警察や関係機関と連携を図り、迅速に対処する。
- ⑤ 生徒の背景に、家庭環境の要因が考えられる場合には、家庭支援課、中央こども家庭センター、スクールソーシャルワーカー等と連携を図り対処する。

### 3 重大事態への対処

( いじめの重大事態の定義 )

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 「いじめ防止対策推進法 第五章 重大事態への対処 第二十八条」

○ 調査を要する重大事態の例

- ・ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
- ・ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- ・ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあった場合

( 重大事態の対応 )

- ① 重大事態であると疑いが生じたり、判断した場合は、「対応マニュアル」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成 29 年3月文部科学省)等に基づき、速やかに組織的に対応する。
- ② 調査は、当該重大事態への対処のため、同種の事態の発生の防止のための目的で行う。
- ③ 調査による事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して情報の提供を行う。
- ④ 調査結果は教育委員会を通して報告する。

#### 4 その他留意事項

- (1) 今後、法の施行状況や国・県の基本方針の変更等があれば「学校いじめ防止基本方針」の見直しを検討し、必要があると認められるときはその結果に基づいて必要な措置を講じる。
- (2) 学校は、「改善プログラム」に基づく取組について「自己点検シート」を用いて検証し、その結果を教育委員会に報告する。